府令・省令

○内閣府令・農林水産省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条第二項第七号の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成十五年内閣府令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び」を「、中期目標期間を超える債務負担」に改め、「使途」の下に「その他協会の業務の運営に関し必要な事項」を加える。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第二十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項及び第八十二条、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項並びに短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十八条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百二条の五第二項第三号中「五十五歳」を「四十五歳」に改める。

第百十条第二項第一号イ中「(8)から(14)まで」を「(9)から(15)まで」に、「(14)に」を「(15)に」に改め、同号イ(14)中「(13)まで」を「(14)まで」に改め、(14)を(15)とし、(6)から(13)までを(7)から(14)までとし、(5)の次に次のように加える。

(6)　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項に規定する同項に規定する児童扶養手当を受けている児童の父である者

第百四十四条の二第二項中「第百十条第二項第一号イ(14)」を「第百十条第二項第一号イ(15)」に改める。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第二条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号の三中「第六条の二第一項第一号ト」を「第六条の二第一項第一号チ」に改め、同号を同項第八号の四とし、同項第八号の二中「第六条の二第一項第一号ヘ」を「第六条の二第一項第一号ト」に改め、同号を同項第八号の三とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者（第六条の二第一項第一号において「父子家庭の父」という。）のうち、当該児童が同法第四条第一項第二号に該当することとなった日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者

第五条中「第八号の三まで」を「第八号の四まで」に改める。

第六条の二第一項第一号中「チからワまで」を「リからカまで」に改め、同号ワ中「ヲまで」を「ワまで」に改め、同号中ワをカとし、ヘからヲまでをトからワまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　父子家庭の父

（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「母子家庭の母等」の下に「又は父子家庭の父」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に離職した者であって、第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二条の五第二項第一号ロに規定する計画対象被保険者及び同項第二号ロに規定する支援書等対象被保険者に係る再就職支援給付金の支給については、なお従前の例による。

○農林水産省令第九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項、第七条（同法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項、第三十八条、第四十六条の五第一項本文、第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する同法第四十六条の十六第一項、第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する同法第四十六条の十七第一項及び第五十条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月一日

農林水産大臣　林　芳正

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表監視伝染病の種類の欄第一号中「サルモネラ・ガリナルムによるものに限る。」を「第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。」に改める。

第十三条の表家畜又はその死体の種類の欄中「第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。」を削り、「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第四十五条第一号ニ中「兎」を「うさぎ」に改め、同号ホ中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第四十七条の表第四十五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であって、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であって携帯品として輸入するものの項中「那覇空港」の下に「、新石垣空港」を加える。

第五十六条の三第九号ホからトまでを次のように改める。

ホ　A/turkey/Turkey/1/2005(H5N1)(NIBRG-23)

ヘ　rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05[R]6+2(163222)

ト　rg A/whooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2(163243)

第五十六条の三第九号中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニの次に次のように加える。

ホ　A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007(H5N1)

ヘ　A/common magpie/Hong Kong/5052/2007(H5N1)(SJRG-166615)

第五十六条の二十七第五号中「あつて」を「であつて」に改め、同条第十一号中「からトまで」を「からリまで」に改める。

第五十六条の二十九第三号中「第五十六条の三十三第四項」を「第五十六条の二十五第四項」に改める。

第五十六条の三十二第二項中「第五十六条の三第九号ハからトまで」を「第五十六条の三第九号イからリまで」に改める。

第五十六条の三十三第二項第十号イ中「病原体取扱主任者」を「病原体業務従事者」に改める。

第五十六条の三十五第三号中「からトまで」を「からリまで」に改める。

○農林水産省令第八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月一日

農林水産大臣　林　芳正

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「及び佐賀空港」を「、佐賀空港及び新石垣空港」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年三月七日から施行する。